

提出された意見等及び市の考え方[修正分]

当日資料 2

教育委員会分

[資料 2]

◇計画全般について

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
1	53	<p>スポーツの概念について、計画書を読む人によって捉え方が異なる可能性がある。定義を明記した方がよい。</p> <p>スポーツの定義を計画書の最初のほうに記載すべき。</p>	<p>第1章の最後に、次のように加えます。</p> <p>「5 本計画における「スポーツ」「運動」の定義 「スポーツ」や「運動」の定義については、様々な解釈がありますが、「スポーツ」とは、ルールに則って行われる競争性、遊戯性を有する身体活動を指していると考えています。「運動」とは、ウォーキングや体操など、体力の維持向上を目的として行われる身体活動を指していると考えています。 本計画では、幅広く、この「スポーツ」と「運動」を対象としていますが、必要に応じて、「スポーツ」や「運動・スポーツ」と表記しています。」</p>	○

職員分

[資料 3]

◇第4章 生涯スポーツ社会を実現するために

項番	ページ	意見の概要	市の考え方	変更
69	64	<p>「(エ)子どもを対象としたスポーツ活動の充実」に保育所、幼稚園の取組みはないのか？</p>	<p>保育所、幼稚園の取組みについては、P62 (イ)の「茨木っ子運動の活用」で示しております。なお、見出し(イ)の「小・中学校」を「小・中学校等」に修正します。</p>	○